

狭山グリーンハイツ自治会細則

（自治委員の選出）

第1条 この会の自治委員は、原則として各棟からの代表によって選出される。ただし、会長、副会長および会計長については、各棟からの代表とは別に選出してもよい。

（専門部の体制）

第2条 この会の専門部の体制は、次のとおりとする。

- （1） 環境衛生部
 - ・ 「環境衛生委員会」を兼ねる。
 - ・ 自治会における環境の整備（モラル向上）
 - ・ 緑化運動の推進、大掃除、防犯、防災の対策、路上駐車、放置自転車ほか。
- （2） 文化厚生部
 - ・ 住民相互のふれあい。
 - ・ 各種イベント開催および協力（納涼祭、体育祭、ソフトボール大会、ボーリング大会ほか）
- （3） 広報部
 - ・ 自治会員のための広報宣伝活動
 - ・ 機関誌「みどり」の発行

（すこやか推進員）

第3条 市長から委嘱による「すこやか推進員」については、その活動の目的を遂行するために、この会の自治委員会に出席することができる。

（弔慰金）

第4条 この会の会員の死去に伴う香典は、10,000円とする。

平成7年4月16日制定